

入札説明書

(佐治発電所(水力発電所)の電力売却)

(令和7年8月22日付け公告分)

鳥取県企業局経営企画課

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）及び本件売却に係る入札公告（以下「公告」という。）に定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

- 1 公告日 令和7年8月22日
- 2 契約をする者 鳥取県知事 平井伸治
- 3 担当部局 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271
鳥取県企業局経営企画課
電話番号：0857-26-7445
ファクシミリ番号：0857-26-8193

4 入札に付する事項

- (1) 件名
佐治発電所(水力発電所)（以下「佐治発電所」という。）の電力売却
- (2) 契約書及び仕様等
別添契約書案及び仕様書のとおり。
- (3) 契約期間等
ア 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
イ 売却期間 令和7年11月15日から令和9年3月31日まで
※令和7年11月14日に有水試験が終了次第復旧予定だが、現時点で復旧時期が令和7年11月内で遅延する可能性があるため、売却期間の始期が確定次第、別途落札者に通知する。

(4) 対象発電所及び目標売却電力量

名 称	最大出力 (kW)	型 式	目標売却電力量 (kWh)		
			令和7年度	令和8年度	合計
佐治発電所	5,000	ダム水路式	7,731,933	17,394,000	25,125,933

売却電力量が目標売却電力量と比較して増減がある場合であっても、全量を購入するものとする。なお、詳細は仕様書による。

- (5) 売却期間において、入札者は購入した売却電力量を鳥取県内へ全量供給することを必須とする。なお、入札者が需要バランシンググループを設定する場合、当該グループを通じて県内需要家へ供給するものも認める。
- (6) 佐治発電所の売却する電力には、非化石価値等の付加価値を含むものとし、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)」等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、その取扱いについて県と入札者の双方で協議するものとする。

5 入札に参加する者に必要な資格

公告の2に記載のとおり。

6 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、一般競争入札

参加資格（以下「参加資格」という。）の有無について審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（１）提出期間

令和７年８月２２日（金）から９月１２日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時（正午から午後１時までを除く。）までの間に提出すること。

（２）提出場所

３に同じ

（３）提出方法

申請書類は、持参又は郵送等により提出しなければならない。なお、郵送等の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内必着とすること。

（４）添付資料

以下の書類を各一通、申請書に添付して提出すること。

ア 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定による小売電気事業の登録を受けていることを証する書類。

イ 公告の２の（７）アに該当することを証する発受電月報の写し（電気関係報告規則（昭和４０年通商産業省令第５４号）第２条に基づくもの）。なお、入札者が需要バランシンググループを設定する場合で当該グループ内での供給実績がある場合は、当該月報の他に、その融通した供給実績を証する書面。

ウ 公告の２の（７）イに該当することを証する書面（県内供給計画書等）。なお、公告の２の（７）アに該当することを証する発受電月報の写しを提出する場合には不要。

エ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（付表を含む）、キャッシュフロー計算書がない場合はそれに準ずる資金繰り表等）。申請日直近の事業年度に関するもの

（５）その他

申請書等を提出した者に対し、その記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

なお、申請書等の作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

７ 参加資格の審査結果の通知

資格審査の結果は、６の（１）の提出期間内に提出した申請者に対して、参加資格の確認結果通知書を令和７年９月１９日（金）までに通知する。

８ 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、７による資格審査の結果を通知した日から、一般競争入札の落札決定の日までとする。

９ 参加資格の取消し

参加資格を有する者が、５に規定する資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、その資格を取消す。

１０ 入札手続等

（１）入札の参加

7により送付した資格審査の結果通知において、参加資格を有する旨の記載のある者以外の参加は認めない。入札の際に提示を求め、確認を行うので持参すること。

(2) 入札の日時及び場所

- ア 日時 令和7年9月30日(火)午後2時
- イ 場所 鳥取県鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎2階企業局会議室

(3) 入札方法

- ア 入札回数は、再度入札と合わせ、3回までとする。
- イ 入札書を別紙様式により作成し、持参又は郵送等によることとし、これ以外の方法による入札は認めない。
- ウ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式)を提出しなければならない。併せて、入札書には、入札者の名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。
- エ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ封筒に入札者の名称又は商号及び「佐治発電所の電力売却に係る入札書在中((10)に記載の再度入札する際に、応札意向があるときは、「入札書」を「2回目入札書」又は「3回目入札書」と読み替えること。)」と記入し、封筒の開口部を封印すること。
- オ 郵送等による入札書の提出方法
 - (ア) 郵送等の場合は、6の(3)によるものとし、提出期限内必着とすること。
 - (イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒には「9月30日開札 佐治発電所の電力売却 入札書在中」と朱書きし、中封筒には入札書のみを入れ、上記エと同じく封印等の処理をし、入札施行者(鳥取県企業局経営企画課長)宛の親展とする。
 - (ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒内に委任状を同封すること。
 - (エ) 参加資格の審査結果通知(参加資格を有する旨)の写し1部を表封筒内に同封すること。
- (オ) 提出先等

- ・提出先 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271
鳥取県企業局経営企画課長 宛
- ・提出期限 令和7年9月29日(月)午後5時まで(必着)

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書に記載する金額(以下「入札金額」という。)及び電力量料金単価(1kWh当たりの単価、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)抜きの金額)については訂正できない。

- (5) 入札書は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な行動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員(以下「入札関係職員」という。)に対し、質問書(別紙様式)により説明を求めることができる。ただし、入札後において、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質問書

- (ア) 提出期限 令和7年9月12日(金)午後5時まで
- (イ) 提出方法 持参又はファクシミリ若しくは電子メール
ファクシミリ番号：0857-26-8193 電話番号：0857-26-7445

電子メールアドレス：kigyoun@pref.tottori.lg.jp

- (ウ) 提出先 3に同じ
- イ 回答書
- (ア) 交付日 令和7年9月19日(金)
- (イ) 交付方法 鳥取県のホームページ中の企業局所定の画面に掲載
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/311879.htm>)
- (ウ) その他 質問及び回答書は、仕様書の一部として入札条件とする。よって、質問及び回答書の内容については、全て承知したものとして入札を行う。

(8) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札金額(1年4ヶ月と16日分の電力量料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本件は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

イ 入札金額は、令和7年度及び令和8年度電力量料金単価(1kWh当たりの単価、消費税等抜きの金額)に4の(4)に定める目標売却電力量を乗じて足したものとし、算定に用いた電力量料金単価を入札書に記入すること。

(9) 開札

ア 開札は、(2)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

ウ 初度の入札において、応札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 再度入札

開札をした結果、各応札者の入札金額のうち、財務規程第65条の5の規定により例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が1名となった場合でも入札を執行する。

また、(3)のオにおける郵送等による入札の場合の再度入札書については、入札書とは別の中封筒に入れて、当該封筒の表書きに、(3)のエと同様に名称並びに「2回目入札書在中」又は「3回目入札書在中」と朱書きし、封印等の処理をした上で、(3)のオの表封筒に同封する。再度入札書の同封がないときは、再度入札を棄権したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札(郵送の場合を除く。)
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の代理をした者のした入札
- オ 記名押印のない入札書による入札
- カ 金額数字の不鮮明な入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

- ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ケ 政令、財務規程、会計規則、公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

- ア 予定価格以上で、最高の価格を提示した者(以下「最高価格者」という。)を落札者とする。

なお、落札者となるべき最高価格者が2者以上あるときは、当該最高価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者に決定する。この場合において、最高価格者がくじを引くことができない、又はくじを引かないときは、これらに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

- イ 当該入札によって落札に至らなかった場合には、提示した価格が最も高い者と随意契約の交渉を行うものとする。

- ウ 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から14日以内に契約を締結することとする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 その他

- (1) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状及び7の参加資格の確認結果通知書を持参すること。
- (2) 入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- (3) 11の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札後速やかに契約保証金免除申請書(別紙様式)を3の場所に提出すること。
- (4) 落札者は、契約書締結日までに別紙様式により非化石価値単価について提出すること。
- (5) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (6) 本件入札参加資格申請に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (7) 契約の相手方(以下「買受者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、買受者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等(買受者が法人の場合にあっては、その役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他

暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

13 その他の配布書類（別紙様式）等

- (1) 電力受給契約書案、仕様書
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書
- (3) 入札参加申請書類チェック表
- (4) 入札書
- (5) 入札書等の記入例
- (6) 委任状
- (7) 質問書
- (8) 契約保証金免除申請書
- (9) 別紙 非化石価値単価について
- (10) 入札辞退届